

## 第53回国際福祉機器展 H.C.R.2026「出展社賠償責任保険」のご案内

(施設所有管理者特約条項セット賠償責任保険)

この保険は、第53回国際福祉機器展H.C.R. 2026の開催に際し、出展社の皆さまが展示されるブースや会場内での搬入・搬出の際の賠償事故など万一の事故に備え、一般財団法人保健福祉広報協会が代表して契約者となり、各出展社の皆さまを加入者として保険会社と一緒に契約するものです。

次の記載の内容をご確認のうえ、ご加入ください。

### この保険の概要

H.C.R. 2026開催中(および準備期間中)に、出展社が使用または管理するブース内の事故や出展社の業務遂行中の事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより出展社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害を補償します。

### 被保険者(補償を受けられる方)の範囲

①出展社(記名被保険者※)、②出展社の役員・使用人、③出展社の下請負人とその役員・使用人  
(※)出展申込書に記載される出展社をいいます。  
(注)②、③は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

### 保険期間

2026年10月4日(日)午前0時 から 2026年10月10日(土)午後4時までの7日間

### 保険金額

補償危険	賠償区分	保険金額(※)	自己負担額
施設所有管理者	対人賠償・対物賠償共通	5億円	なし

(※)1事故でお支払いする保険金の限度額で、対人賠償・対物賠償で共通の保険金額となります。

(注)対人(身体の障害):人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。  
対物(財物の損壊):有体物の滅失、損傷または汚損をいいます。

### 保険料

小面積 900m<sup>2</sup>(100小間)まで 1出展社あたり 1,000円

※900m<sup>2</sup>を超える場合には、最終ページのお問い合わせ先まで別途お問い合わせください。

※合同出展、共同出展の場合には、出展社ごとのご加入になります。

※保険料算出の基礎となる小間数は正しくご申告ください。正しいご申告をいただかなかった場合、保険金をお支払いできない場合があります。

### 補償対象となる事故例

- 出展用什器を台車で運んでいたところ、来場者に接触、転倒させケガを負わせてしまった。
- 出展物の車いすを移動させていたところ、来場者の持っていたカバンに当たり、キズをつけてしまった。
- ブース内の設置状況が悪く、来場者が段差で転倒しケガをさせてしまった。

### お申込方法

□出展申込フォームにて「加入する」にチェックいただくことで加入申込完了となります。特段、書類等の提出は不要です。

□請求書は、出展決定通知書とともに、出展料とあわせてお送りします。

※お申込みの締切日は、「出展要項」をご覧ください。

※必ず本パンフレットの記載内容を確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、お申込みください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

### 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任

④被保険者と世帯を同じくする親族(※)に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。  
(※)親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。

・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者

⑤記名被保険者の使用者等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任

⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

### 【賠償責任保険追加条項の免責事由】

①原子核反応または原子核の崩壊

②石綿または石綿を含む製品の有害な特性

③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任

④専門職業危険

・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任

・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。

ア. 記名被保険者が所有する財物

イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)

ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物

⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。)

⑦PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます)

など

### 【施設所有管理者特約条項の免責事由】

①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任

②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任

③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家用器具から排出、漏えいまたは汎らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任

④屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

⑤仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。

⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任

⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任

⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことによる賠償責任

ア. 記名被保険者の役員または使用人

イ. 記名被保険者の下請負人

ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

## お支払いする保険金の種類

### (1)被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

○身体賠償事故の場合 治療費、医療費、慰謝料など

○財物賠償事故の場合 修理費、再調達に要する費用など(注)

被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などは保険金の支払いの対象となりません。

### (2)被保険者が他人に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用

### (3)被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用

### (4)被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用

### (5)被保険者が損害賠償請求を受けて損保ジャパンが必要に応じ解決対応する場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用

### (6)損害の発生や拡大の防止の手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用

※上記(2)から(6)までの費用は、保険金額とは別にお支払いの対象となります。

※損害賠償金の額が保険金額を超える場合、(4)の費用=争訟費用の全額×保険金額÷損害賠償金の算式により算出し、お支払いします。

(注)修理費および再調達に要する費用についてはその損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

【被害者対応費用担保追加条項】事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。

【事故対応特別費用担保追加条項】基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

【漏水担保追加条項】給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家用器具から排出、漏えいまたは汎らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。支払限度額は基本補償と同額となります。

## その他のご注意点

・この保険については加入者証の発行はありません。

## ご注意

- 本保険は、賠償責任保険普通保険約款に施設所有管理者特約条項等をセットして構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 出展申込フォーム等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる小間数(小間面積)等のお客さまの保険料算出について関係する事項につきましては、出展申込フォーム等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ■個人情報の取り扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取り扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取り扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入にあたってのご注意

### ●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

出展申込書の「出展社賠償責任保険への加入」欄に記載する事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできなくなることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

#### ①記名被保険者

(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)

#### ②業務内容

③損保ジャパンが出展申込フォーム以外の書面で告知を求めた事項

④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

### ●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなつた場合は、ご通知いただく必要はありません。

出展申込フォーム等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合  
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)出展申込フォーム等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご加入者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

# 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1. ~6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、 賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書 源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することができます。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。

詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110 <受付時間>24時間365日 おかげ間違いにご注意ください。

□保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通) おかげ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡してあります約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください（ご契約内容が異なっています）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

<取扱代理店>	<引受保険会社>
株式会社 福祉保険サービス 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL:03-3581-4667 FAX:03-3581-4763 営業時間:平日の9:30～17:30(土日・祝日、12/29～1/3を除きます。)	損保ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:03-3349-5137 受付時間:平日の9:00～17:00 (土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)